

令和4年1月20日

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任の取扱いの中止について

近畿厚生局京都事務所と京都府がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して監査を実施した結果、正当な理由がなく監査を欠席したことから、下記のとおりはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる施術師

氏名 深山 茂弘（みやま しげひろ） 65歳
施術所名 みやま石原はりきゅうマッサージ治療院
所在地 京都市南区吉祥院西ノ内町 52
ディアステージ京都洛南 103号
開設者 深山 茂弘

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和4年1月20日

（当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として以後5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正令和3年4月28日付け保発0428第1号厚生労働省保険局長通知）

4 監査を行うに至った経緯

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課から、当該施術所について、患者の主治医の印鑑及び患者の主治医が属する医療機関の法人印を偽造し、適切に同意を得たかのように作為して療養の費用を不正に請求していたとして、令和2年7月末日をもって生活保護法による指定施術機関の指定が取消となる旨公表があった。

医療保険においても調査を行ったところ、同様の不正が疑われたこと、及び個別指導を実施するも正当な理由がなく個別指導を欠席したことから、当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して監査を実施した。

- 5 受領委任の取扱いの中止に至った主な事由
正当な理由がなく監査を欠席したため。

(参考)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみをはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。